

臨床研修病院の指定手続等（案）

- 1 臨床研修の理念
- 2 臨床研修病院の指定方法
- 3 指定の申請手続等
- 4 臨床研修病院の指定
- 5 臨床研修病院の指定の効果等
- 6 変更の届出等
- 7 研修医の募集等
- 8 報告
- 9 報告の徴収及び指示
- 10 指定の取消し
- 11 指定取消しの申請手続
- 12 研修の中断
- 13 臨床研修修了時の措置
- 14 記録の保存

※ 臨床研修病院の概要及び指定基準については、別添2を参照のこと。

1 臨床研修の理念

医師法（昭和23年法律第201号。以下「法」という。）第16条の2第1項に規定する臨床研修とは、医師としての人格を涵養することができる研修であって、将来の専門性にかかわらず、医学・医療の社会的ニーズを認識しつつ、日常診療で頻繁に遭遇する病気や病態に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度、技能、知識）を身に付けることのできる内容を有しているものでなければならない。

2 臨床研修病院の指定方法

- (1) 法第16条の2第1項に規定する指定は、単独型臨床研修病院、管理型臨床研修病院又は協力型臨床研修病院に対して、それぞれ別個に行う。
- (2) 同一の研修プログラムを行う管理型臨床研修病院及び協力型臨床研修病院（以下「臨床研修病院群」という。）に対する指定は、同時に行う。

3 指定の申請手続等

- (1) 臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の8月31日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - ① 開設者の氏名、住所及び履歴（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の

所在地)

- ② 病院の名称
- ③ 病院の所在地
- ④ 病院の所在地を含む医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第2項第1号に規定する区域（二次医療圏）の名称
- ⑤ 病院の管理者の氏名及び履歴
- ⑥ 病院の有している診療科名
- ⑦ 病院の有している医科・歯科別の病床の種別及び各病床数
「病床数」とは、医療法第7条第1項又は第2項の規定による許可を受けた病床の数をいうものであること。
- ⑧ 医師の員数
「医師の員数」とは、「医療法第21条の規定に基づく人員の算出に当たっての取扱い等について」（平成10年6月26日付健政発第777号・医薬発第574号）に定める常勤換算により算出された医師の数（研修医の数を含む。）をいうものであること。
- ⑨ 前年度の診療科ごとの入院患者及び外来患者の数
- ⑩ 前年度の病床の種別ごとの平均在院日数
- ⑪ 研修管理委員会の委員長及び構成員になろうとする者の氏名、所属及び役職
- ⑫ プログラム責任者になろうとする者の氏名及び履歴
- ⑬ 指導医になろうとする者の氏名及び履歴
- ⑭ 研修プログラムに関する事項
内科、外科、救急部門（麻酔科を含む。）、小児科、産婦人科、精神科及び地域保健・医療の研修期間が一致しないものは、異なる研修プログラムとする。
「研修プログラムに関する事項」とは、次に掲げる事項のことをいうものであること。
 - イ 研修プログラムの名称
 - ロ 研修プログラムの内容（概要及び特徴）
 - ハ 研修開始年度
 - ニ 募集定員
- ⑮ 研修医の処遇に関する事項
「研修医の処遇に関する事項」とは、次に掲げる事項のことをいうものであること。
 - イ 常勤又は非常勤の別
 - ロ 研修手当、勤務時間及び休暇に関する事項
 - ハ 時間外勤務及び当直に関する事項
 - ニ 宿舍の有無
 - ホ 社会保険（公的医療保険、公的年金保険、労災保険、雇用保険）の適用の有無
 - ヘ 健康管理に関する事項
 - ト 医師賠償責任保険の適用の有無
 - チ 自主的な研修活動に関する事項（研究会への参加の可否、費用負担の有無）
- ⑯ その他必要な事項
「その他必要な事項」とは、次に掲げる事項のことをいうものであること。
 - イ 救急部門（麻酔科を含む。）においては、前年度の救急患者の受入れの数
 - ロ 産科の研修を行う施設においては、前年度の分娩件数
 - ハ 精神科の研修を行う施設においては、精神保健福祉士、作業療法士その他の診療要員の状況
 - ニ 臨床病理カンファランス（CPC）実施の体制及び回数
臨床病理カンファランスの実施体制には、病理医の氏名及び履歴を含むものと

すること。

ホ 図書、雑誌及び研修用資機材の整備の状況、並びに文献検索及び病歴管理に関する体制の整備状況

ハ その他必要な事項

(2) 申請書には、次の書類を添えなければならない。

① 研修プログラムの写し

臨床研修病院の指定基準（別添2）の研修プログラムに関する基準を参照のこと。

② 病院の医師の名簿

「医師の名簿」には、医籍の登録番号及び登録年月日を記載すること。

③ 管理型臨床研修病院になろうとする者及び協力型臨床研修病院になろうとする者においては、臨床研修病院群における連携状況

「臨床研修病院群における連携状況」とは、研修管理委員会の開催頻度その他の連携方策とその具体的内容をいうものであること。

④ 研修協力施設とともに臨床研修を実施しようとする病院にあっては、研修協力施設に係る（1）①から⑤まで、⑫及び⑬（当該研修協力施設が医療機関であるときは、これらに加えて（1）⑥、⑦及び⑬）に関する事項を記載した書類

⑤ その他必要な書類

「その他必要な書類」とは、次に掲げる事項のことをいうものであること。

イ 当該病院において、申請に係る研修プログラム以外の臨床研修に係る研修プログラムを実施している場合には、その写し

ロ その他必要な書類

(3) 協力型臨床研修病院となろうとする病院の開設者が提出する（1）の申請書には、（1）⑪及び⑭に関する事項を記載する必要はなく、また、（2）①及び③の書類を添えることは要しない。

(4) 臨床研修病院群の申請を行う場合には、協力型臨床研修病院になろうとする病院の開設者は、管理型臨床研修病院になろうとする病院の開設者を經由して、（1）の申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、管理型臨床研修病院になろうとする病院の開設者は、当該申請書と管理型臨床研修病院の指定に係る申請書とを合わせて厚生労働大臣に提出しなければならない。

4 臨床研修病院の指定

(1) 厚生労働大臣は、3（1）の申請が、臨床研修病院の指定基準（別添2）に適合していると認めるときでなければ、臨床研修病院の指定をしてはならない。

(2) 厚生労働大臣は、3（1）の申請が、次のいずれかに該当するときは、臨床研修病院の指定をしてはならない。

① 臨床研修病院の指定を受けようとする病院が、10の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないものであること。

② 臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者又は管理者に医事に関し犯罪又は不正の行為があり、臨床研修病院の指定を受けることが適当でない認められること。

(3) 厚生労働大臣は、臨床研修病院の指定をしたときは、当該指定を受けた病院に対して指定書を交付するとともに、研修協力施設に対して研修協力施設証を交付する。

5 臨床研修病院の指定の効果等

(1) 臨床研修病院は、申請時に提出した研修プログラム又は届け出た研修プログラム以外の研修プログラムによる臨床研修を行ってはならない。

(2) 臨床研修病院群の構成に変更があるときには、当該臨床研修病院群に含まれるす

すべての臨床研修病院は、新たに臨床研修病院の指定を受けなければならない。

この場合には、すでに指定を受けている臨床研修病院は、合わせて指定の取消しを受けなければならない。

6 変更の届出等

(1) 臨床研修病院（協力型臨床研修病院を除く。）の開設者は、次に掲げる事項に変更があったときは、当該事項に変更を生じた日から起算して1月以内に、それぞれ定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

- ① 開設者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
開設者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ② 病院の名称 病院の名称
- ③ 病院の管理者 病院の管理者の氏名、履歴並びに医籍の登録年月日及び登録番号
- ④ 病院の管理者の氏名 病院の管理者の氏名
- ⑤ 病院の有している診療科名 病院の有している診療科名
- ⑥ 病院の有している医科・歯科別の病床の種別及び各病床数 病院の有している医科・歯科別の病床の種別及び各病床数
- ⑦ 研修管理委員会の委員長及び構成員 研修管理委員会の委員長及び構成員の氏名、所属、役職並びに医師であるときは医籍の登録年月日及び登録番号
- ⑧ 研修管理委員会の委員長及び構成員の氏名 研修管理委員会の委員長及び構成員の氏名
- ⑨ プログラム責任者及び指導医 プログラム責任者及び指導医の氏名、履歴並びに医籍の登録年月日及び登録番号
- ⑩ プログラム責任者及び指導医の氏名 プログラム責任者及び指導医の氏名
- ⑪ 研修医の処遇に関する事項 研修医の処遇に関する事項
- ⑫ 研修協力施設に係る①から④まで及び⑨から⑪まで（当該研修協力施設が医療機関であるときは、これらに加えて⑤及び⑥）の事項 研修協力施設に係る①から④まで及び⑨から⑪まで（当該研修協力施設が医療機関であるときは、これらに加えて⑤及び⑥）の事項
- ⑬ その他必要な事項 その他必要な事項

(2) 協力型臨床研修病院の開設者は、(1) ①から⑥まで、⑨から⑪まで及び⑬の事項に変更があったときは、管理型臨床研修病院の開設者を經由して、当該事項に変更を生じた日から起算して1月以内に、当該事項を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(3) 臨床研修病院（協力型臨床研修病院を除く。）の開設者は、新たな研修プログラムを設ける場合又は研修プログラムを変更する場合（研修プログラムの変更後に受け入れる研修医にのみ適用する場合に限る。）には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を開始しようとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムの写しを添えて、次に掲げる事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

- ① 研修管理委員会の委員長及び構成員の氏名、所属及び役職
- ② プログラム責任者の氏名及び履歴
- ③ 指導医の氏名及び履歴
- ④ 研修プログラムに関する事項
- ⑤ その他必要な事項

(4) 臨床研修病院（協力型臨床研修病院を除く。）の開設者は、研修医を受け入れた研修プログラムについては、当該研修医が修了するまでの間、これを変更してはならない。ただし、やむを得ない場合にあつては、この限りでない。

(5) (4) ただし書の場合において、臨床研修病院（協力型臨床研修病院を除く。）の